

胎内川漁業協同組合
内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、胎内川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、にじます、うぐい、いわな、やまめ、かじか及びさくらますをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、さくらます遊漁をしようとする者は、組合が別に定めるさくらます漁実施要綱によりこれを行わなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。ただし、さくらます遊漁料は、組合が別に定めるさくらます漁実施要綱により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣	1本
竿釣	竿の長さ10m以内 1本
ごろがけ	1ケ統

(遊漁区域・期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる区域・期間で行わなければならない。ただし、第5条に規定する禁止区域を除く。

魚種	区域	期間
あゆ	胎内川及びその支流の全区域	7月10日から9月30日まで及び 10月8日から11月30日まで (ただし、ごろがけは8月1日から 9月30日まで及び10月8日から 11月30日まで)
こい ふな うぐい かじか	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より上流の区域	1月1日から12月31日まで (ただし、かじかは4月11日から 20日までを除く)
	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より下流の区域	6月16日から9月30日まで
にじます いわな やまめ	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より上流の区域	3月1日から9月30日まで
	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より下流の区域	6月16日から9月30日まで
さくらます	胎内川頭首工下流端までの胎内川全区域	3月16日から6月15日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水えん堤上流端から上流 150m、同えん堤下流端から下流 300m の区域	1月1日から12月31日まで
2 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流 50m、下流 200m の区域	
3 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水えん堤上流端から上流 200m、同えん堤下流端から下流 300m の区域	
4 胎内市熱田坂地内胎内川第一号砂防えん堤上流端から上流 200m 同えん堤下流端から下流 300m の区域	
5 胎内市下荒沢地内胎内川ダムえん堤上流端から上流 400m 同えん堤下流端から下流 300m の区域	
6 胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流 200m、同えん堤下流端から下流 300m の区域	
7 胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流 100m、下流端から下流 500mの区域	
8 胎内市下荒沢地内奥胎内ダムえん堤上流端から上流400m同えん堤下流端から下流 100m の区域	

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15 cm以下
ふな	10 cm以下
うぐい	10 cm以下
にじます	15 cm以下
いわな	15 cm以下
やまめ	15 cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学校生徒以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。

(1) あゆ、こい、ふな、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめ遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
あゆ	手釣、竿釣、ごろがけ	1日 1,500 円 1年 6,000 円
こい、ふな、うぐい、かじか、にじます、いわな、やまめ	手釣、竿釣	1日 1,500 円 1年 6,000 円

(2) さくらます遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
さくらます	竿釣	1年 20,000 円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

取扱場所	住所
胎内川漁業協同組合事務所	胎内市下赤谷 245-1
奥胎内ヒュッテ	胎内市下荒沢 1202-49
ロイヤル胎内パークホテル	胎内市夏井 1191-1
坂上おとり店	胎内市鼓岡 1387-1
デイリーヤマザキ下越黒川店	胎内市近江新 215-13
フィッシャーズ黒埼店	新潟市西区山田 415
フィッシャーズ竹尾IC店	新潟市東区はなみずき 3丁目 2-20
フィッシャーズ村上店	村上市仲間町 535-1
上州屋新潟女池店	新潟市中央区女池神明 1丁目 1611-1
平田おとり店	村上市山居町 1丁目 5-34
たるが橋観光交流センター	胎内市下赤谷 387-1
越竿洞釣具店	胎内市本町 4-9
トビスケ新潟店	新潟市東区浜谷町 2丁目 2-51
鈴木釣具店	聖籠町蓮野 3347-4

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 遊漁料の額
 - (4) 注意事項
 - (5) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等ために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否

することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第 12 条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第11号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第13号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第14号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第15号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第17号
加治川	内共第6号	能生川	内共第18号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第19号
		海川	内共第20号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第21号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	羽茂川	内共第22号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第10号		

表イ

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料(年間)	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13-3
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市栃堀6044

魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他;新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年1月1日)